

# 文教福祉所常任委員会会議録

平成31年3月15日（金）午前10時～  
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

# 文教福祉常任委員会

平成31年3月15日（金）午前10時～

議会委員会室

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 執行部あいさつ
5. 議 事

## 【教育委員会所管】

- (1) 議案第13号 小美玉市玉川地区学習等供用施設条例の一部を改正する条例について
- (2) 議案第15号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）

## 【保健衛生部・福祉部所管】

- (3) 議案第10号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第11号 小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第15号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）
- (6) 議案第16号 平成30年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- (7) 議案第17号 平成30年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）
- (8) 議案第22号 平成30年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）

## 【議会案件】

- (9) 30陳情第2号 議会として、「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書
- (10) 請願第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願

6. その他
  - ・視察研修について
  - ・議会報告会について

7. 閉 会

出席委員（8名）

2番	鈴木俊一君	5番	石井旭君
7番	谷仲和雄君	11番	藤井敏生君
14番	関口輝門君	17番	戸田見成君
18番	市村文男君	19番	荒川一秀君

欠席委員（なし）

---

付託案件説明のため出席した者

市長	島田穰一君	教育長	加瀬博正君
指導室長	白井律子君	学校教育課長	菅谷清美君
施設整備課長	藤田誠一君	生涯学習課長	大山浩明君
生涯学習課 参事	浅野岳夫君	スポーツ推進 課長	秋元久夫君
学校給食課長	田村智子君	保健衛生部長	倉田増夫君
医療保険課長	服部和志君	医療保険課 参事	重藤辰雄君
健康増進課長	小貫智子君	福祉部長	中村哲也君
社会福祉課長	田村昇一君	子ども福祉課長	笹目浩之君
介護福祉課長	伊藤博文君	福祉事務所 小川支所長	菅具隆君
福祉事務所 美野里支所長	寺門孝子君		

---

議会事務局職員出席者

書記 深作治

午前 9時58分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（鈴木俊一君） おはようございます。

皆様おそろいになりましたので、若干早いですけれども、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

最初に、委員長挨拶、関口委員長お願いいたします。

○委員長（関口輝門君） おはようございます。

きょうは文教福祉常任委員会ということで、早くからお集まりいただきまして、ありがとうございます。

穏やかな春の兆しが見えてまいりました。爽やかな風とともに、春到来かなと強く感じるところでございます。また、昨日は県立高校の受験発表がありました。小美玉市の子供たちの結果はいかがだったか、よろしい結果であればというふうに感じているところでございます。

そういう中で、文教福祉常任委員会に付託されました案件について、執行部のほうから詳細なる説明を受けた中で、皆さんと討議討論をしながら審査をしていきたいと思えます。よろしくお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○副委員長（鈴木俊一君） ありがとうございます。

続きまして、議長挨拶、市村議長お願いいたします。

○議長（市村文男君） 皆さん、おはようございます。

きょうは文教福祉常任委員会ということで、早朝からご参集賜りまして、まことにご苦労さまでございます。きょうはいよいよ石岡一校の組み合わせが決まるようでございます。皆さんも楽しみにお待ちしてきたかと思えますが、そういう中で、委員長からもありましたように、きょうは本当に穏やかな天気になりました。議案8件ということで、それぞれ慎重な審査をお願いしたいと思います。大変ご苦労さまです。

○副委員長（鈴木俊一君） ありがとうございます。

続きまして、執行部挨拶、市長が見えられておりますので、島田市長、よろしくお願ひします。

○市長（島田穰一君） 改めておはようございます。

今日は文教福祉常任委員会の付託審議ということで、議員の皆さんお忙しい中、ご参集賜

わり、またこの議会の中で予算特別委員会、そして昨日は総務常任委員会ということで続いておられますので、大変なご苦勞をされているわけであります。心からご協力に感謝を申し上げる次第でございます。

また、本日の文教福祉常任委員会の議案は、数多くあるわけであります。担当のほうからよく説明をし、皆さん方のご同意をいただけるように努力をいたしますので、慎重なる審査のうえ、結果を出していただければ、こんなうれしいことはないわけでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ご苦勞さまです。

○副委員長（鈴木俊一君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

議事進行のほうは、関口委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長（関口輝門君） それでは、審議に入りたいと思います。

議事に入る前に、本日申し出がありました傍聴者、植木議員と福島議員、許可をいたしましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

それから、本日の審査の順序でございますが、日程の都合上、初めに教育委員会所管の議案を審査します。続いて、保健衛生部、福祉部所管の議案を審査するというので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日の議題は、付託されました議案審査付託表のとおりでありますので、よろしくお願ひ申します。

まず、議案第13号 小美玉市玉川地区学習等供用施設条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部のご説明をお願ひいたします。

大山生涯学習課長。

○生涯学習課長（大山浩明君） おはようございます。

それでは、議案第13号につきましてご説明をさせていただきます。

小美玉市玉川地区学習等供用施設条例の一部を改正する条例について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、新たに小美玉市玉里地区学習等供用施設の設置に伴い、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出するものでございます。

内容につきましては、議会初日の全員協議会において説明をさせていただきましたとおり、玉里庁舎3階部分に玉里地区学習等供用施設を新たに設置するものでございます。

具体的な改正の内容につきましては、3枚目の新旧対照表をごらんください。

左側の改正案にありますように、題名を小美玉市学習等供用施設条例に改め、第1条中の玉川地区を削り、第2条の名称に新たに小美玉市玉里地区学習等供用施設を加え、位置に小美玉市上玉里1122番地を加えるものでございます。

施行は平成31年4月1日からとなっております。

説明は以上になります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（関口輝門君） 説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によってお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） ないようですので、以上で質疑を終わりにします。

次に、討論に入りますが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） なしというような声がございました。

それでは採決をいたしたいと思います。

議案第13号 小美玉市玉川地区学習等供用施設条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第15号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）のうち教育委員会所管事項について議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

藤田施設整備課長。

○施設整備課長（藤田誠一君） それでは、議案第15号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）の教育委員会所管事項につきましてご説明させていただきます。

なお、説明につきましては、ページに従いまして各担当課より交互に説明させていただきます。

たいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、資料の6ページをごらんいただきたいと思います。

第3表 繰越明許費になりますが、表の一番下の行、10款教育費、2項小学校費の小美玉市立玉里学園義務教育学校グラウンド拡張工事につきまして6,154万4,000円を平成31年度へ繰り越しするものでございます。

繰り越しの理由でございますが、玉里学園義務教育学校のグラウンドを拡張するため、現在の玉里中学校のテニスコートを撤去し、盛り土を行う計画でございますが、テニスコートの撤去に当たり、表面材、塗料でございますが、分析調査したところ、規定値を超えるアスベストの含有が確認されました。このため、本工事にアスベスト含有部分の撤去工事を追加し、実施するものでございますが、表面材の調査や工法の検討に時間を要したため、繰り越しをお願いするものでございます。

○委員長（関口輝門君） 菅谷学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷清美君） 続きまして、教育委員会所管の歳入についてご説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。

まず、学校教育課所管でございます。10ページの下から2段目になります。

13款分担金及び負担金、1項負担金、3目教育費負担金、1節教育総務費負担金につきましては、放課後児童クラブ保護者負担金で156万円の補正減をお願いするものでございます。これは、放課後児童クラブの利用児童数の実績及び保護者負担金の収入額の実績から減額とするものでございます。

○委員長（関口輝門君） 藤田施設整備課長。

○施設整備課長（藤田誠一君） 続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

ページの中ほど、15款国庫支出金、2項国庫補助金、この表の中の下から2行目になりますが、7目教育費国庫補助金で194万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

こちらは、防衛省補助の防音関連維持費補助金で、防音工事を実施した小学校、中学校並びに幼稚園に設置されておりますエアコンを騒音防止のため稼働、または維持する際の電気料金等について補助を受けるもので、昨年の猛暑に伴います電気利用料などの増加によるものでございます。内訳といたしましては、2節小学校費補助金が83万8,000円、3節中学校費補助金が102万4,000円、4節幼稚園費補助金が8万2,000円となりまして、充当先はそれぞれ歳出のほうになりますが、47ページの小学校施設管理費や48ページの中学校施設管理

費、49ページの幼稚園施設管理費となっております。

○委員長（関口輝門君） 菅谷課長。

○学校教育課長（菅谷清美君） 続きまして、12ページから13ページをお開き願います。

16款県支出金、2項県補助金、13ページの上段になりますが、7目教育費県補助金、1節教育総務費補助金につきましては、放課後子ども教室推進事業補助金で、補助金交付額の決定に伴いまして、11万2,000円の補正減をお願いするものでございます。

次に、3項委託金、5目教育費委託金、1節教育総務費委託金につきましては、学びの広場サポートプラン事業委託金で、事業額の確定により12万4,000円の補正減をお願いするものでございます。

○委員長（関口輝門君） 秋元スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（秋元久夫君） 13ページ下段のほうでございますけれども、18款寄附金、1項寄附金、14ページをお願いします。4目教育費寄附金、1節保健体育費寄附金、保健体育費に対する指定寄附金13万9,000円の補正増をするものでございます。これは、市の商工会のほうから、チャリティーゴルフを開催したときの寄附金でございます。

○委員長（関口輝門君） 菅谷学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷清美君） 続きまして、19款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金は、説明欄の下から3行目になりますが、教育活動支援基金繰入金で72万6,000円の減額をお願いするものでございます。基金の該当事業である小学校のバス借り上げ料の執行額の実績によるものでございます。

続きまして、教育委員会所管の歳出についてご説明を申し上げます。

45ページをお開き願います。

中ほどからになりますが、10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、総額で120万2,000円の補正減をお願いするものでございます。

説明欄45ページの一番下の行から、46ページになりますが、事業3、庶務一般事務費につきましては、13節委託料が、学校の教職員及び教育委員会所管の臨時職員の健康診断事業費の確定によりまして、36万2,000円の減額でございます。

19節負担金補助及び交付金は、派遣指導主事3名分の給与費負担額の不足によりまして、24万4,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、3目教育指導費は、総額で49万8,000円の補正減をお願いするものでございます。



事業2、語学指導経費は、13節委託料で、英語指導助手派遣業務委託料の支出額確定に伴いまして37万4,000円の減額をお願いするものです。

事業6、子供環境改善支援事業は、特定財源である国・県補助金の地域生活支援事業費補助金の交付額確定に伴う財源の入れ替えに係る補正でございます。

事業9、学びの広場サポートプランは、事業支出額の確定に伴い、8節の報償費、また12節役務費、合わせて12万4,000円の減額でございます。

続きまして、4目放課後子どもプラン推進費は、総額で874万7,000円の補正減をお願いするものでございます。

事業1、放課後児童対策事業は、7節賃金で、臨時職員である支援員の雇用実績に基づく支払い見込み額により850万円の減でございます。

また、小川南小学校開校に伴う児童クラブ開設等のために、11節需用費では、折り畳みテーブルや丸椅子等の購入費用に96万9,000円の増、12節役務費は、物置の移設手数料で5万8,000円の増、18節備品購入費は、跳ね上げ式テーブルや冷蔵庫等の購入費用で90万2,000円の増をお願いするものでございます。

19節負担金補助及び交付金の補助金は、民間の放課後児童クラブ7カ所に対する運営費補助としての放課後児童対策事業補助金の支出見込み額の確定に伴い、131万3,000円の減、民間の児童クラブを利用する保護者負担の軽減を目的とした、民間放課後児童クラブ利用促進事業補助金の支出見込み額の確定に伴いまして、86万3,000円の減額でございます。

次に、事業2、放課後子ども教室推進事業は、特定財源である県補助金、放課後子ども教室推進事業補助金の交付額確定に伴いまして、財源の入れ替えに係る補正でございます。

47ページをお願いいたします。

2項小学校費、1目学校管理費は、総額で160万7,000円の補正増をお願いするものでございます。

事業1、小学校運営経費は、小学校に配置している生活介助員の勤務実績から、4節教材費の社会保険料及び7節賃金の支出見込み額の減によりまして、合わせて188万4,000円の減額でございます。

○委員長（関口輝門君） 藤田課長。

○施設整備課長（藤田誠一君） 続きまして、同じく1目学校管理費、事業2、小学校施設管理費につきまして、357万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。なお、財源内訳の補正でございますが、国・県支出金といたしまして、先ほど歳入でご説明いたしまし

た防音関連維持費補助金で83万8,000円の増額、その他の財源としまして、玉里北小、玉里東小学校の冷温水発生機修繕工事に充当の合併振興基金繰入金が486万円の減額となりまして、今回の補正額と合わせまして、一般財源が759万3,000円の増額となっております。内容といたしましては、先ほどもご説明いたしましたが、昨年夏の猛暑によるエアコン稼働などの増加によるもので、11節需用費におきまして、灯油やプロパンガス代の燃料費151万円、電気使用料の光熱水費206万1,000円の増額でございます。

○委員長（関口輝門君） 菅谷課長。

○学校教育課長（菅谷清美君） 続きまして、2目教育振興費は、総額で27万円の補正減をお願いするものでございます。

事業1、教育活動振興経費は、14節の自動車借り上げ料で、小学校のバス借り上げに係る支出見込み額の減によりまして94万1,000円の減額補正でございます。

事業2、就学援助費は、23節国・県補助等返納金として67万1,000円の増額をお願いするものでございます。こちらにつきましては、就学援助に関する県の補助事業である茨城県被災児童・生徒就学支援等事業というものがあるのですが、事業の内容といたしましては、東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難と認定された幼児・児童・生徒の保護者に対し、市町村が就学に必要な援助を行っているものに対して、県が補助を行うというものでございます。

今年度、この事業に対する県の事業実態調査が実施された際に、市が県に対し補助金を申請するに当たって、県が示す補助金の交付要件を平成27年度から満たしていなかったということが判明したために、過去3年分の補助金について返還をするものでございます。

○委員長（関口輝門君） 藤田課長。

○施設整備課長（藤田誠一君） 続きまして、3目学校建設費、事業1、小学校建設事業につきましては、財源内訳の補正のみとなります。国・県支出金としまして、小川南小学校外構工事に充当する防衛省補助の再編交付金が791万円の増額、地方債としまして小川南小学校や玉里学園義務教育学校の工事費へ充当する合併特例債の教育施設整備事業債が3,930万円の減額と、繰越明許費で説明いたしました玉里学園義務教育学校のアスベスト除去工事に充当する教育施設石綿対策事業債が3,270万円の増額で、差し引き660万円の減額。また、その他の財源としまして、小川南小学校のスクールバス乗降場整備工事に充当する再編関連訓練移転等交付金事業基金繰入金500万円の増額となりまして、一般財源が631万円の減となっております。

続きまして、48ページをごらんいただきたいと思います。

3項中学校費、1目学校管理費、事業2、中学校施設管理費につきましても、財源内訳の補正のみとなります。国・県支出金といたしまして、防音関連維持費補助金で102万4,000円の増額となりまして、一般財源が102万4,000円の減額となっております。

○委員長（関口輝門君） 菅谷課長。

○学校教育課長（菅谷清美君） 続きまして、2目教育振興費でございますが、総額で404万1,000円の補正減をお願いするものでございます。

事業1の教育活動振興経費は、総額で190万円の減でございますが、こちらにつきましては、支出見込み額の減によりまして、14節の中学校部活動の大会等に使用するバス借上げ料で105万2,000円の減、19節の生徒派遣補助金では84万8,000円の減額でございます。

事業2、就学援助費は、準要保護児童・生徒就学援助費の支出見込み額を精査したことによりまして、160万円の減額でございます。

事業3、教科書・指導書等購入費につきましても、支出見込み額の減によりまして54万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費は、総額で1,213万1,000円の補正減をお願いするものでございます。

49ページになりますが、事業の2、幼稚園運営経費につきましては、臨時講師の人数が当初の見込みより少ない人数の雇用となったことによりまして、4節共済費の社会保険料が187万7,000円の減、7節臨時講師の賃金が1,163万円の減額でございます。

○委員長（関口輝門君） 藤田課長。

○施設整備課長（藤田誠一君） 続きまして、事業3、幼稚園施設管理費につきまして83万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源内訳の補正でございますが、国・県支出金といたしまして、防音管理維持費補助金で8万2,000円の増額、一般財源が75万2,000円の増額となっております。内容といたしましては、猛暑によるエアコン稼働などの増加によるもので、11節需用費におきまして灯油代の燃料費24万7,000円、電気使用料の光熱水費58万7,000円の増額でございます。

○委員長（関口輝門君） 大山生涯学習課長。

○生涯学習課長（大山浩明君） 続きまして、生涯学習課所管についてご説明をいたします。同じく49ページになります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費177万4,000円の補正減をお願いするものでございます。

事業6の新入学児童用ランドセル購入事業90万3,000円の減。内容といたしましては、新入学児童に贈呈する記念品ランドセルの入札差金と、贈呈数の確定により減額するものでございます。

2 目公民館費9万4,000円の補正減をお願いするものでございます。

50ページをお開きください。

事業5の美野里公民館施設維持管理費につきまして、6万2,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、美野里公民館の臨時職員賃金、夜間管理人の変更に伴う通勤手当の増額によるものでございます。

次に、3 目図書館・資料館費185万2,000円の補正減をお願いするものでございます。

事業2の図書館運営費20万円の補正減及び事業5、文化財調査管理経費139万7,000円の補正減。内容といたしましては、ともに臨時職員賃金につきまして、執行見込み額により減額するものでございます。

51ページをごらんください。

5 目生涯学習センター費53万5,000円の補正減をお願いするものでございます。

事業2の生涯学習センター施設維持管理費7万5,000円の増、内容といたしましては、冷暖房の電気使用料がふえておりまして、電気料に不足が生じるため28万円を増額いたしまして、特殊建築物定期調査委託料確定に伴う入札差金20万5,000円を減額するものでございます。

生涯学習課所管につきましては以上でございます。

○委員長（関口輝門君） 田村学校給食課長。

○学校給食課長（田村智子君） 続きまして、学校給食課所管の説明をさせていただきます。

6 項保健体育費、3 目共同調理場内での組み替えをするものでございます。

52ページをお願いいたします。

事業2、玉里共同調理場運営経費で、臨時調理員人員につきまして200万円の減額、こちらは臨時調理員人員が見込めたことにより減額するものでございます。

続きまして、事業5、小美玉市共同調理場施設維持管理費の委託料4件につきまして、383万円の減、こちらは契約が確定したことにより減額するものでございます。

これらの合計583万円を事業4、小美玉市共同調理場運営経費需用費、賄い材料費へ組み

入れるものでございます。こちらは、野菜の高騰により食材代が不足になるためでございます。

以上でございます。

○委員長（関口輝門君） 秋元スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（秋元久夫君） 53ページをお願いします。

13款諸支出金、1項基金費、7目体力づくり基金費、1、体力づくり基金費、25、積立金、体力づくり基金積立金13万9,000円の補正増でございます。

以上です。

○委員長（関口輝門君） 菅谷課長。

○学校教育課長（菅谷清美君） 続きまして、54ページをお開き願います。

同じく基金費の23目です。情報教育支援基金費を新たに追加し、情報教育支援基金積立金としまして6,000万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。こちらは、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源としまして、市内小・中学校のICT環境の整備を推進するために必要な資金を積み立てるものでございます。この情報教育支援基金につきましては、防衛の交付申請の関係から、基金条例の改正案につきまして、全員協議会時にご説明をさせていただきまして、先行してご議決をいただいているものでございます。

教育委員会所管の補正は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（関口輝門君） ありがとうございます。

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑は挙手によってお願いします。

谷仲委員。

○7番（谷仲和雄君） おはようございます。

私のほうから1点、46ページの、こちらは一番上、13の健康診断委託料の36万2,000円の減額についてお尋ねをいたします。

この健康診断の減額の主な要因と申しますか、例えば何人ぐらいの方、その人数の減か、それとも、ほかの理由による減かという、そのところを1点確認をしたいと思いますので、お願いします。

○委員長（関口輝門君） 菅谷課長。

○学校教育課長（菅谷清美君） ただいまの谷仲委員からのご質問にお答えをいたします。

この減額の理由でございますが、実際に健診を受けた職員の人数による減額となっております。

ます。予算の段階では、教職員、それから教育委員会が雇用している臨時職員の健康診断の予算のほうをこちらで計上しておりますが、実際には、人間ドックを受診したり、ご自身で社会保険に加入している方は、そちらのほうでの健診を実施したりということで、当初予定していた人数ほどの実施者がいなかったことによるもので、この減額となっております。よろしくお願いたします。

○7番（谷仲和雄君） 承知しました。

○委員長（関口輝門君） よろしいですね。

ほかに質疑者ございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（関口輝門君） ないようですので、以上で質疑を終わりにいたします。

次に討論に入りますけれども、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） なしというような声がございましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第15号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）のうち教育委員会所管事項について採決をいたします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育委員会所管議案の審査を終了します。

続きまして、保健衛生部・福祉部所管議案について審査を行います。

第10号の審議の前に、教育長と白井指導室長が退席ということでお認めしますので、よろしくお願いたします。

それでは、議案第10号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

服部医療保険課長。

○医療保険課長（服部和志君） それでは、議案第10号について説明いたします。

小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、国民健康保険財政の健全運営のために、国民健康保険税の税率等、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出するものでございます。

国保税率の改正につきましては、予算特別委員会でも資料に基づいて詳しく説明させていただきましたが、改めまして、県から示された標準保険料率を参考に、市町村が保険税率を決定し、賦課徴収を行い、徴収した保険税等をもとに、県が決めた国民健康保険事業費納付金を市町村が納めるという流れになっております。

議案の4枚目の新旧対照表をお開き願います。

国保税の税率算定内訳につきましては、医療分、後期高齢者医療支援金分及び介護納付金分となっており、それぞれの区分ごとに総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた金額に税率を掛ける所得割と、被保険者数の人数による均等割、それと1世帯当たりの平等割に区分されております。

別表の1になります。

医療分に係る改正で、2段目の均等割額を2万2,200円から2万2,000円に、3段目の平等割額を2万1,200円から2万1,000円に、次も平等割額でございますが、国保から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、その世帯に国保加入者が1人となった特定世帯については1万600円から1万500円に、最後まで平等割でございますが、特定世帯になってから5年たっても国保と後期高齢者医療に分かれている特定継続世帯については1万5,900円から1万5,750円に税率を引き下げる内容となっております。

次に、別表2でございますが、後期高齢者支援金分に係る改正で、所得割額の率を100分の1.8から100分の2.1に。

次のページになります。

均等割額を6,200円から8,000円に。次の平等割額を5,800円から7,000円に。特定世帯の平等割額については2,900円から3,500円に。特定継続世帯の平等割額については4,350円から5,250円に引き上げる内容となっております。

次の別表3につきましては、介護納付金分に係る改正で、所得割額の率を100分の2.3から100分の2.0に引き下げ、均等割額を1万4,000円から1万5,000円に引き上げる内容となっております。

次の別表4につきましては、国保税の減額に係る費用で、第23条第1号が7割軽減の改正

内容で、世帯の総所得金額等の合計が33万円以下の世帯で、アからエまでが医療分、オからクまでが後期高齢者支援金分、ケが介護納付金分の減額規定となっております。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。

第23条第2号が5割軽減の改正で、世帯の総所得金額等の合計が、27万5,000円に被保険者数を掛けた額に33万円を加えた額を超えない世帯。

5ページになります。

第23条3号は、2割軽減の改正で、世帯の総所得金額等の合計が、50万円に被保険者数を掛けた額に33万円を加えた額を超えない世帯への改正内容となっております。

議案書の2ページをお願いいたします。

附則1の施行期日は平成31年4月1日からとし、2の適用区分は、改正後の国保税条例の規定は平成31年度以降の年度分から適用し、平成30年度分までについては従前の例によるとしております。

説明については以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（関口輝門君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑をお願いいたします。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） なしという声がありますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） ないようですので、以上で質疑を終わりにします。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） なしという声が上がりました。

討論は終結します。

これより採決に入ります。

議案第10号 小美玉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） ご異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第11号 小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。

服部医療保険課長。

○医療保険課長（服部和志君） それでは、議案第11号について説明いたします。

小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、県の医療公費負担制度の対象者として、精神障害者保健福祉手帳1級所持者が平成31年4月から新たに加わることに伴い、所要の改正を行う必要があるため、この案を提出するものでございます。

新旧対照表の2ページをお開きください。

改正の内容でございますが、第2条第5号の定義に、一番下になります。

キとして、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳を交付された者のうち、障害程度が1級の者、65歳以上75歳未満の者は、高齢者の医療の確保に関する法律第50条第2号の規定による認定を受けた者に限るを追加するものでございます。

議案書の2枚目をお願いいたします。

附則1の施行期日につきましては、平成31年4月1日から、2の経過措置では、この条例の施行日前の診療に係る医療福祉費支給については、従前の例によるものとしております。

説明は以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（関口輝門君） 説明は終わりました。

これより質疑に入らせていただきます。

質疑は挙手によってお願いいたします。

質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に討論に入るわけですが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） ないですね。

討論は終結します。

これより採決に入ります。

議案第11号 小美玉市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議に入りまして45分たちましたので、ここで休憩いたします。

ちょうど11時まで休憩といたしますので、よろしく願いいたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（関口輝門君） おそろいになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第15号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）のうち保健衛生部・福祉部所管事項について議題といたします。

執行部より説明を求めます。

小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） それでは、議案第15号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）の保健衛生部・福祉部所管事項につきましてご説明をいたします。

初めに、歳入につきましてご説明をいたします。

10ページをお開きください。

下段になりますが、14款使用料及び手数料、1項使用料、2目衛生使用料、1節衛生使用料、小美玉温泉ことぶき使用料150万2,000円の補正減をお願いするものでございます。これは、不適切な利用者によります営業停止や風評被害等によりまして、施設の利用者数が前年度より減少したことによりまして、当初の歳入見込み額より収入が減となったためでござ

います。

○委員長（関口輝門君） 田村社会福祉課長。

○社会福祉課長（田村昇一君） 続きまして、11ページをごらんください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、総額407万3,000円の補正減をお願いするものでございます。

1節障害者福祉費負担金につきましては、特別障害者手当等負担金121万1,000円の減、歳出の特別障害者手当支給事業の支給額確定に伴いまして減額するものです。

○委員長（関口輝門君） 笹目子ども福祉課長。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） では、同じく11ページをお開きください。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金ですが、児童扶養手当負担金518万4,000円の補正減をお願いするものでございます。こちらは、児童扶養手当扶助費に充当するものです。

続きまして、同じく2節児童福祉費負担金ですが、児童福祉施設入所措置費国庫負担金44万4,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは、母子生活支援施設利用の扶助費に充当するものです。

○委員長（関口輝門君） 服部医療保険課長。

○医療保険課長（服部和志君） 続きまして、同じく4節国民健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金189万6,000円の補正増です。これは、国保加入者で低所得者に対する保険税軽減分の補填として、国庫負担金の増額によるものです。

○委員長（関口輝門君） 伊藤介護福祉課長。

○介護福祉課長（伊藤博文君） 次に、同じく6節高齢者福祉費負担金1万8,000円の補正減をお願いするものでございます。低所得者負担割合軽減対象者の減によりお願いするものでございます。

○委員長（関口輝門君） 田村課長。

○社会福祉課長（田村昇一君） 続きまして、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、総額1,253万7,000円の補正減をお願いするものでございます。

1節障害者福祉費補助金につきましては、地域生活支援事業費等補助金868万1,000円の減、歳出の障害者地域生活支援事業の減に伴いまして、減額するものです。

○委員長（関口輝門君） 笹目課長。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 続きまして、同じく11ページ、15款国庫支出金、2項国

庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金ですが、高等職業訓練促進事業費補助金302万2,000円の補正減をお願いするものでございます。こちらは、高等職業訓練促進費等扶助費に充当するものでございます。

続きまして、同じく2節児童福祉費補助金ですが、子ども・子育て支援交付金74万8,000円の補正減をお願いするものです。こちらは、放課後児童対策事業に充当するものでございます。

同じく2節児童福祉費補助金ですが、地域少子化対策重点推進交付金8万6,000円の補正減をお願いするものでございます。こちらは、結婚・子育て応援事業に充当するものでございます。

続きまして、12ページをお開きください。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金ですが、児童福祉施設入所措置費県負担金22万2,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは、母子生活支援施設利用扶助費に充当するものです。

○委員長（関口輝門君） 服部課長。

○医療保険課長（服部和志君） 次の4節国民健康保険事業費負担金、保険基盤安定負担金835万9,000円の補正増です。先ほどの国庫負担金同様に、国保加入者で低所得者に対する保険税軽減分の補填として、県負担金の増額によるものです。一般会計で受け入れて、市の負担分とともに国保会計へ保険基盤安定繰出金として支出するものです。

。

○委員長（関口輝門君） 伊藤課長。

○介護福祉課長（伊藤博文君） 次に、7節高齢者福祉費負担金でございますが、9,000円の補正減をお願いするものでございます。こちらも低所得者の負担割合軽減対象者の減により減額するもので、こちらも介護保険特別会計のほうに繰り出しするものです。

○委員長（関口輝門君） 田村課長。

○社会福祉課長（田村昇一君） 続きまして、2項県補助金、2目民生費県補助金、総額1,307万5,000円の補正減をお願いするものでございます。

1節社会福祉費補助金につきましては、災害救助費繰替支弁費交付金101万5,000円の減、こちらは福島原発事故に伴う帰宅困難区域からの避難者のための応急仮設住宅入居、または民間住宅借り上げ費用としての補助金でございますが、本市への避難転居者がいなかったことから、歳出とあわせまして減額するものです。

3節障害者福祉費補助金450万9,000円の減につきましては、地域生活支援事業費等補助金434万1,000円の減、歳出の障害者地域生活支援事業の減に伴いまして減額するものです。

在宅障害児福祉手当支給費補助金16万8,000円の減、歳出の在宅心身障害児福祉手当支給事業の減に伴いまして減額するものです。

○委員長（関口輝門君） 服部課長。

○医療保険課長（服部和志君） 次の4節医療福祉費補助金680万3,000円の補正減です。こちらは、マル福対象経費に係る医療費及び事務費補助金の減額によるものです。

○委員長（関口輝門君） 笹目課長。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 同じく5節児童福祉費補助金ですが、子ども・子育て支援交付金74万8,000円の補正減をお願いするものです。こちらも、放課後児童対策事業に充当するものです。

○委員長（関口輝門君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、14ページをお開きください。

21款諸収入、5項雑入、3目納付金、1節納付金、健康診査納付金54万5,000円の減額をお願いするものでございます。健診受診者の見込み数に対しまして、実績が下回ったことによるものでございます。

○委員長（関口輝門君） 笹目課長。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 同じく21款諸収入、5項雑入、5目雑入、3節雑入ですが、児童扶養手当返納金6万4,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは、児童扶養手当に充当するものです。

○委員長（関口輝門君） 小貫課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 同じく諸収入及び雑入の5目雑入、3節雑入、小美玉温泉ことぶき雑収入10万円の減額をお願いするものでございます。これは、整体室使用者の退去による減額でございます。

○委員長（関口輝門君） 笹目課長。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） では、続きまして15ページをお開きください。

21款諸収入、5項雑入、6目過年度収入、1節過年度収入ですが、児童手当国庫負担金36万8,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは、平成29年度分の児童手当の額確定によるものです。

続きまして、同じく1節過年度収入ですが、児童扶養手当国庫負担金4万6,000円の補正

増をお願いするものでございます。こちら平成29年度分の児童扶養手当の額確定によるものです。

以上、保健衛生部・福祉部所管の歳入についての説明を終わります。

○委員長（関口輝門君） 笹目課長。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） では、続きまして保健衛生部・福祉部所管の歳出についての説明になります。

補正予算書の19ページをお開きください。

一番下の段になります。

2款総務費、1項総務管理費、14目諸費、3事業、結婚推進事業につきまして17万1,000円の補正減をお願いするものです。内容としましては、委託料としまして、結婚・子育て応援事業委託料の契約による不用額です。

○委員長（関口輝門君） 田村課長。

○社会福祉課長（田村昇一君） 続きまして、27ページをお開き願います。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、総額6,040万9,000円の補正減をお願いするものでございます。

2、社会福祉事務費146万4,000円の増、内容としましては、29年度の生活困窮者自立支援事業費等の国庫負担金確定によります精算返納金でございます。

3、民生委員関係経費18万5,000円の減、内容としましては、民生委員推薦会委員報酬7万5,000円の減、推薦会開催に伴います委員報酬の残金を減額するものです。

民生委員推薦会準備会委員謝金11万円の減、準備会開催には至りませんでしたので減額するものです。

4、遺族援護関係経費5万7,000円の減、内容としましては戦没者追悼式祭壇作成業務委託料の契約差金を減額するものです。

○委員長（関口輝門君） 服部課長。

○医療保険課長（服部和志君） 次の事業5、国民健康保険特別会計繰出金6,149万7,000円の補正減です。内訳としまして、国民健康保険特別会計繰出金7,055万4,000円の補正減、保険基盤安定繰出金1,367万5,000円の補正増、白河診療所繰出金461万8,000円の補正減でございます。

○委員長（関口輝門君） 伊藤課長。

○介護福祉課長（伊藤博文君） 続きまして、介護福祉課所管につきまして説明いたします。

28ページをお開きください。

2目高齢者福祉費補正額318万1,000円の補正減をお願いするものでございます。

事業の2、老人福祉事務費につきまして7万1,000円の補正減をお願いするものです。普通旅費7万1,000円でございますが、ねんりんピック全国大会出場者の引率のため予算計上いたしました。県のほうで引率いたしましたので減額するものです。

事業4、敬老会事業につきまして50万円の補正減をお願いするものです。

19節負担金補助及び交付金の補助金、単位敬老会実施団体助成金で、地区で行う敬老会に補助金を交付するものですが、補助額の決定によりお願いするものでございます。

事業8、生活支援事業につきまして61万4,000円の補正減をお願いするものです。内容でございますが、13節委託料で敬老生活援助事業委託料につきましては、生活に係る家屋内での家事援助、屋外での作業援助の利用に対して助成を行うものです。実績見込みにより減額するものでございます。

次に、緊急通報スポット保守点検委託料につきまして11万4,000円の補正減をお願いするものです。端末機の点検でございます。契約により差額が出たため減額するものです。

事業12、介護保険特別会計繰出金につきまして、167万7,000円の減額をお願いするものです。事務費、人件費市負担金などの繰出金でございます。介護保険特別会計繰出金212万4,000円の減額、介護サービス事業会計繰出金44万7,000円の増額でございます。

○委員長（関口輝門君） 田村課長。

○社会福祉課長（田村昇一君） 続きまして、3目障害者福祉費959万1,000円の補正減をお願いするものでございます。

1、障害者福祉事務費32万6,000円の減。内容としましては、障害介護給付費等の審査支払手数料単価が引き下げられたことにより減額するものです。

3、障害者福祉事業単独310万円の減。29ページをごらんください。内容としましては、特定疾病療養者見舞金の確定に伴いまして減額するものです。

4、障害者地域生活支援事業424万5,000円の減。内容としましては、日中一時支援事業費237万8,000円の減、障害者等の日中における活動の場の利用見込み額を精査しまして減額するものです。

成年後見制度利用支援事業費22万4,000円の減、成年後見制度の利用実績がないため、減額するものです。

重度身体障害者訪問入浴サービス事業費164万3,000円の減、入浴介護サービスの利用見

込み額を精査しまして減額するものです。

5、特定障害者手当支給事業161万4,000円の減。内容としましては、常時特別の介護を必要とする状態にあります在宅の障害者に対する特別障害者手当等の支給額の確定に伴いまして減額するものです。

6、在宅心身障害児福祉手当支給事業30万6,000円の減。内容としましては、心身に障害のある児童を家庭で~~養~~監護・養育している保護者に対する支給見込み額を精査しまして減額するものです。

○委員長（関口輝門君） 服部課長。

○医療保険課長（服部和志君） 続きまして、5目老人医療給付費289万3,000円の補正減です。

事業2の後期高齢者医療制度経費は、後期高齢者医療保険特別会計への繰出金として、事務経費の支出減額に伴うものです。

次の6目医療福祉費601万5,000円の補正減です。事業1の医療福祉事務費については、主に臨時職員の賃金と審査支払手数料の減額。

ページを返していただきまして30ページになります。

事業2の医療福祉扶助事業は、重度障害者と特例高校生の医療費助成の減額等によるものです。

○委員長（関口輝門君） 笹目課長。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 続きまして、同じく30ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費について706万4,000円の補正減をお願いするものです。

事業2、児童福祉事務費につきまして、合計442万4,000円の補正減をお願いするものです。内容としましては、報酬としまして母子・父子自立支援員の定数を2人としていましたが、本年2月以前までは1人しか支援員が在籍せず、10カ月分の報酬、交通費の111万3,000円の不用額となります。

続きまして、同じく児童福祉事務費内、共済費としまして母子・父子自立支援員の10カ月分の社会保険料17万円の不用額となります。

続きまして、同じく児童福祉事務費内扶助費としまして、母子生活支援施設利用扶助費としまして88万8,000円の補正増をお願いするものです。内容としましては、新規で対応中のDV案件のケースについて、施設入所した際に不足する施設使用料としましての増額となります。



同じく扶助費としまして、高等職業訓練促進費等扶助費としまして402万9,000円の補正減をお願いするものです。内容としましては、当初見込みの新規分3名の申請がなかったための補正減となります。

続きまして、同じく4事業、家庭児童相談事業につきまして、23万円の補正減をお願いするものです。

31ページをお開きください。

内容としましては、家庭相談員1名が、年度当初から2カ月間欠員となっておりましたので、その2カ月分の報酬及び交通費の不用額となります。

続きまして、同じく5事業、子ども・子育て会議事業につきまして100万2,000円の補正減をお願いするものです。内容としましては、委託料として子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料の契約による不用額です。

続きまして、同じく6事業、子育て応援事業につきまして140万円の補正減をお願いするものです。内容としましては、報償費として出産祝い金の支出見込みを前年度の実績を考慮しながら算出し、概算金額での不用額となります。

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、2事業、児童扶養手当経費につきまして1,555万円の補正減をお願いするものです。内容につきましては、扶助費としまして児童扶養手当の支出見込み額を算出しましての不用額となります。

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費、3事業、施設型給付費につきまして2,645万5,000円の補正増をお願いするものです。

内容につきましては、負担金として、認定こども園施設型給付費負担金において、単価改正及び利用児童数増加による補正増をお願いするものです。

以上、子ども福祉課の歳出の説明を終わります。

○委員長（関口輝門君） 田村課長。

○社会福祉課長（田村昇一君） 続きまして、3項生活保護費、1目生活保護総務費、総額2,864万9,000円の補正増をお願いするものでございます。

32ページをお開き願います。

2、生活保護事務費2,814万7,000円の増。内容としましては、29年度の生活保護国庫負担金確定によります精算返納金でございます。

○委員長（関口輝門君） 小貫課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、健康増進課所管の歳出につきまして説明をさせ

ていただきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、事業2、保健衛生事務費につきまして156万4,000円の補正減をお願いするものでございます。

1、負担金256万4,000円の補正減でございますが、石岡市緊急診療所運営費等負担金250万6,000円の補正減につきまして、緊急診療の診療収入が伸びたということによりまして、負担金が減額となるものでございます。在宅当番医制運営費負担金につきましては2,000円の増をお願いするものでございます。定住自立圏医療分野負担金につきましては6万円の減をお願いするものでございます。

2、補助金、不妊治療費補助金につきましては100万円の補正増をお願いするものでございます。これは申請者の増によるものでございます。

次に、2目予防費、事業1、予防接種事業につきまして586万6,000円の補正減をお願いするものでございます。これは、13節委託料、各種予防接種委託料の実績見込みによる減額でございます。

3目市民健康管理費につきまして772万5,000円の補正減をお願いするものでございます。33ページをお開きください。

事業1、母子保健事業173万2,000円の補正減につきましては、13節委託料、妊婦乳幼児健診委託料でございます。これは、妊娠届出数及び出生数の減に伴う受診者数の減によるものでございます。

事業2、成人保健事業599万3,000円の補正減につきましては、13節委託料、胃がん検診を初めとする9項目の検診委託料でございます。いずれも、見込み数に対しまして受診者数が減少したことによる減額でございます。

4目保健センター管理運営費、事業1、小美玉市保健施設管理運営費148万4,000円の補正増でございますが、11節需用費、細節6、修繕料76万4,000円につきまして、四季健康館健康風呂の漏水修繕及び玉里保健福祉センター照明器具交換工事でございます。

15節工事請負費72万円の内訳でございますが、四季健康館機械室修繕工事37万1,000円は、健康風呂のポンプ交換工事になります。

保健施設空調修繕工事34万9,000円でございますが、四季健康館及び玉里保健福祉センターのエアコン移設工事でございます。

続きまして、5目小美玉温泉ことぶき管理運営費、下段になりますが、事業2、小美玉温泉ことぶき管理運営費201万4,000円の補正減をお願いするものでございます。

4節共済費、社会保険料100万円の減額と、次に34ページをお開きいただきまして、7節賃金、臨時職員賃金150万円の減額につきましては、不足する夜間の臨時職員の募集に対しまして、応募がなかったことによる減額でございます。

13節委託料48万6,000円の補正増の内訳でございますが、送迎バス運転業務委託料18万4,000円の増額と、日常清掃業務委託料2万2,000円の増額につきましては、先ほどの臨時職員の不足分をシルバー人材センターへの委託により対応したことによるものでございます。

電気保安管理委託料28万円の増額でございますが、12月に補正対応した受電設備増設工事に伴う受電設備保安管理に要する費用でございます。

以上で、保健衛生部・福祉部の歳入歳出につきまして説明を終わりにいたします。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○委員長（関口輝門君） 説明が終わりました。

これより質疑に入りますけれども、質疑は挙手によってお願いいたします。

いかがでしょうか。

谷仲委員。

○7番（谷仲和雄君） 着座で質問いたします。

私のほうからは、31ページの施設型給付費の件につきまして、先ほど説明のほうでは、認定こども園の施設型給付費負担金のところで、単価の改正と利用者数の増加、利用者数の伸びによるこちらの額の補正ということで、それで一旦、県に認定こども園のほう、利用者数が増加しているからという感じで覚えておりますが、こちらの利用者数の伸びというのは、大体どれぐらいかというのをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○委員長（関口輝門君） 笹目課長。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） では、谷仲委員のご質問、施設型給付費の利用児童数増加ということで、伸びですか。園としましては、市内5園と市外の17園の認定こども園に給付しているわけですが、伸び数はちょっとお時間いただいて調査いたすということでよろしいでしょうか。

○委員長（関口輝門君） では、後でお答えください。谷仲委員、いいですか。

○7番（谷仲和雄君） はい。

○委員長（関口輝門君） ほかにいかがでしょうか。

戸田委員。

○17番（戸田見成君） 何も質問しないわけにもいけないので。

27ページが一番下。白河診療所繰出金というのがありますけれども、これは減額のようにございますけれども、白河診療所につきましては、予算審議の中でも議員さんが大事にしてくださいというような質問があったと思いますけれども、これは今後の見通しはどうなんですか。白河診療所の今後の見通しと。お願いします。

○委員長（関口輝門君） 重藤医療保険課参事。

○医療保険課参事（重藤辰雄君） ただいまのご質問で、今後の見通しということでご質問でございます。

白河診療所につきましては、今現在の所長、満70歳ということで、条例では定年が65歳で、7年まで延長することが可能ということで、条例上あと2年は延長が可能ということで、来年度は勤務をしていただけるということでございますが、再来年度まではまだ確定のお話をいただいている状況でございます。

また、小美玉新医療センターも来年度9月にグランドオープンをするということから、今後、白河診療所につきましては、どのような方向性でいきますか、多方面の意見を伺いながら、今後の方向性を決めていく段階でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（関口輝門君） 戸田委員。

○17番（戸田見成君） 総額9,000万円ぐらいいったのかなと思いますけれども、今、医師不足とか、とにかく人を集めるのが難しい時代ですよね。そういう意味では、無理してこの診療所を継続する必要はないんじゃないかなと、こういうふうに思うんです。

それよりも、もっと親切なやり方がある。やはり今、高齢者を運ぶというんですか、運搬するバスが高度化しておりますよね。そういうものを配置して、古宿とか、そういう病院と提携してとか、施設、その家まで迎えにいったり、そして連れて行ってあげたほうがよほど親切だなとちょっと私は思うんです。

ですから、今後のあり方、9,000万円も使ってということも、それは補助金がいろいろあるからいいんですけれども、今後も無理しないでやれる方法というのがあるのではないかなと思うんです。

より親切なやり方というのを、今やはり少し無理しているのかなと、こういうふうに思うんですけれども、今後ひとつご検討をお願いしたいと思います。

○委員長（関口輝門君） 検討要望でよろしいですね。

ほかにございますか。

鈴木委員。

○2番（鈴木俊一君） 説明書ではなくて、この11ページの歳入のところで、民生費国庫補助金のところで、説明が3つ、高等職業と子ども・子育てと地域少子化と、このところの予算の収入が減るという説明がちょっと、減額するという事だけは話があって、内容も話があったんですけども、理由説明がちょっとよくわからなかったもので、ほかの項目だと支出金確定によるとか、何かそういう説明がほかのところあったんですが、これと、あとは13ページのところもそうなんですけれども、13ページの県支出金の教育県補助金の11万2,000円の減額理由がなかったもので、こちらの理由をお伺いしたいと思います。

○委員長（関口輝門君） 笹目課長。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） では、鈴木委員ご質問の児童福祉費補助金の、まず3つあるんですけども、高等職業訓練促進事業費補助金につきましては、年度当初におきまして、継続の高等職業受けている方が2人いるんですけども、新規分を新しく申し込みする方を3名予定していたんですけども、本年度におきましては、その申し込みがなかったため、この減額をしております。

3段目の地域少子化対策重点推進交付金ですが、これにつきましては、結婚子育て応援事業委託料という契約をしております、その入札による差額の不用額となっております。

○委員長（関口輝門君） 菅谷課長。

○学校教育課長（菅谷清美君） 子ども・子育て支援金付金でございますが、11ページ、国庫支出金の中の児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金74万8,000円の減額と、それから12ページにあります県補助金の中にも、5節児童福祉費補助金74万8,000円で、子ども・子育て支援交付金減額とあります。

こちらにつきましては、充当事業が教育委員会所管になります。

46ページの放課後子どもプラン推進費の中の放課後児童対策事業、こちらのほうに充当をしているものでございます。補助金の対象経費になります賃金、それから補助金等、こちらの支出の減額によりまして、補助金の交付金の額も減額になるというものでございます。

それから、もう一点ございました、13ページにあります教育費補助金の中の放課後子ども教室推進事業補助金、こちらの11万2,000円の減額でございますが、こちらにつきましては、同じく充当する事業が46ページになります。放課後子ども教室推進事業、こちらに充当されております。この減額につきましては、補助の対象経費となる臨時職員の賃金の支出の見込みの額によりまして、補助対象経費が減額になったことによりまして、補助金のほうも減額となっております。よろしくお願いたします。

○委員長（関口輝門君） 鈴木委員。

○2番（鈴木俊一君） 補助金が確定したとか、そういう、減額してなったということで、説明はわかりました。

あと1点だけ、32ページの不妊治療の補助金が足りなくなって、ふえているというんですけども、どれくらいふえているのか。当初の見込みが何人で、何人くらいふえるのかという、不妊治療費100万円のことについて教えてください。

○委員長（関口輝門君） 小貫課長。

○健康増進課長（小貫智子君） ただいまの鈴木委員のご質問についてですが、まず不妊治療の今年度の見込み額の人数の出し方なんですけど、平成29年度の実績ベースで予算計上をしておりました。昨年度、29年度の実績では34件の実績がございましたので、28年度と比較しまして、29年度の申請者数の減という減少がありましたので、30年度につきましては、同額の34件の予算計上をしておりました。既に1月末現在の申請者数の数としましては40件ございます。また、3月末まで、これからも申請があると思われまますので、29年度の同時期の申請者数からまたさらに10件分について、一応補正をさせていただきますので、対応しようと思っております。

以上でございます。

○委員長（関口輝門君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○委員長（関口輝門君） よろしいですか。

笹目課長。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 先ほど谷仲委員のご質問なんですけれども、施設型給付費の負担金ということで2,645万5,000円の補正増をお願いしたいと思うんですが、増加の率はちょっと把握していないんですけれども、単価改正及び利用児童数、月にすると264万ぐらいの増となっておりますので、申しわけございません。率については把握、今のところできておりません。

以上です。

○委員長（関口輝門君） 谷仲委員。

○7番（谷仲和雄君） ありがとうございます。ちょっと言い方変えますと、利用者数の増加見込み、見込みというのは大体どれぐらいかという意図の伸びなんです。見込み数です、大体。

○委員長（関口輝門君） いかがでしょうか。

○子ども福祉課長（笹目浩之君） 今の補正の表はあるんですけども、各園ごとに金額は出ているんですけども、人数的なものがちょっと把握できないので、申しわけございません。

○委員長（関口輝門君） では、後でお答えください。

谷仲委員。

○7番（谷仲和雄君） ちょっと数字だけ把握できればと思いますので、あとでよろしく願いいたします。

○委員長（関口輝門君） それでは、ほかに質疑者がいないようでございますので、終結いたします。

討論に入りますけれども、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第15号 平成30年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）のうち保健衛生部・福祉部所管事項について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第16号 平成30年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

執行部の説明を求めます。

服部医療保険課長。

○医療保険課長（服部和志君） それでは、議案第16号 平成30年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

1枚目をお開き願います。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,564万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ56億8,208万9,000円、診療施設勘定白河診療所の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,172万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億3,297万1,000円とするものです。

4 ページをお開き願います。

まず、歳入の補正になります。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税が456万9,000円の補正減、2 目退職被保険者等国民健康保険税が18万9,000円の補正増でございます。これらは、国税の調定額が確定したため、補正するものです。

次に、6 款県支出金、1 目保険給付費等交付金は1 億223万9,000円の補正増です。これらは、歳出の保険給付費の実績見込みと過去の交付状況をもとに積算したもので、内訳としましては、普通交付金が6,168万5,000円、特別交付金が4,055万4,000円の増額でございます。

5 ページをお願いします。

8 款繰入金、1 目一般会計繰入金は5,687万9,000円の補正減です。

1 節の保険基盤安定繰入金、保険税軽減分は988万2,000円の補正増、2 節保険者支援分は379万3,000円の補正増で、それぞれ一般会計補正予算に計上した国・県負担金の増額に伴うものです。

3 節職員給付費等繰入金は81万5,000円の補正減で、歳出の事務費等の減額に伴うものです。

4 節の出産育児一時金等繰入金は644万円の補正減で、出産育児一時金の支出見込みの減少によるものです。

5 節財政安定化支援事業繰入金240万6,000円の補正増は、交付税算定金額によるものです。

6 節その他一般会計繰入金6,570万5,000円の減額は、歳出の減額及び財源内訳補正によるものです。

次に、10 款諸収入、1 項 1 目延滞金は879万9,000円の補正増と、4 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金519万5,000円の補正増、3 目一般被保険者返納金78万2,000円の補正増、5 目雑入10万7,000円の補正減については、それぞれ実績見込みによるものです。

続きまして、歳出になります。

7 ページをお開き願います。

1 款総務費、3 項 1 目運営協議会費16万8,000円の補正減は、委員報酬等の減によるものです。

4 項 1 目趣旨普及費73万4,000円の補正減は、パンフレット等の支出見込みによる減です。



2 款保険給付費、1 項療養諸費の1 目一般被保険者療養給付費4,948万5,000円の補正増については、医療費の伸びが大きかったことによる増額。

2 目退職被保険者等療養給付費635万2,000円の補正減。

8 ページをお願いします。

3 目一般被保険者療養費276万円の補正減、4 目退職被保険者等療養費8万4,000円の補正減については、それぞれ被保険者等の減少により、柔道整復師等の施術やコルセット等に係る支出の伸びが小さかったことによるものです。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費1,632万9,000円の補正増は、医療費の伸びが大きかったことによる増額。

2 目退職被保険者等高額療養費100万9,000円の補正減。

9 ページになります。

3 目一般被保険者高額介護合算療養費15万1,000円の補正減、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費1万5,000円の補正減については、それぞれ被保険者等の減少に伴う実績見込みによるものです。

次に、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金966万5,000円については、支出見込みの減少によるものです。

次の3 款国民健康保険事業費納付金については、財源の内訳補正でございます。

10ページをお願いいたします。

6 款保険事業費、1 目特定健康診査等事業費54万円の補正減で、これは契約差金による委託料の減額です。

9 款諸支出金、3 項繰出金、2 目直営診療施設勘定繰出金1,137万5,000円の補正増です。県の保険給付費等交付金の特別交付金のうち、白河診療所経費として積算された金額を繰り出すものです。

4 項1 目指定公費10万7,000円の補正減は、支出見込みによる減額でございます。

○委員長（関口輝門君） 重藤医療保険課参事。

○医療保険課参事（重藤辰雄君） それでは、続きまして診療施設勘定白河診療所につきましてご説明をいたします。

18ページをお開き願います。

最初に、歳入の補正につきましてご説明をさせていただきます。

1 款診療収入、1 項外来収入の補正でございますが、1 目の国民健康保険診療報酬収入か

ら4目の一部負担金まで、それぞれ実績見込み額を精算いたしまして、合計で1,840万円の減額補正をお願いするものでございます。

次の3款繰入金、1目一般会計繰入金は461万8,000円の補正減となりまして、同じく3款繰入金、1目事業勘定繰入金1,137万5,000円の補正増につきましては、国・県からの調整交付金の確定によるものでございます。

次の5款諸収入、1目雑入8万円の補正減は、患者からの徴収します雑費の減少によるものでございます。

続きまして、19ページをごらんいただきます。

歳出の補正につきましてご説明をさせていただきます。

1款総務費、1項施設管理費の補正でございますが、1目一般管理費、説明欄2の一般管理事務費10万円の補正減につきましては、実績の見込みによるものでございます。

次の2款医業費、1項医業費の補正でございますが、3目医療用衛生材料費1,100万円の補正減、4目委託検査費60万円の補正減につきましては、それぞれ実績見込みによるものでございます。

診療施設勘定白河診療所の説明につきましては以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（関口輝門君） 説明は終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

ございましょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（関口輝門君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） それでは、質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に討論に入りますけれども、討論はいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） なしという声がありましたので、討論を終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第16号 平成30年度小美玉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（関口輝門君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

12時ですが、時間延長してやりますので、ご了解いただきたいと思います。

続いて、議案第17号 平成30年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

執行部からの説明をお願いいたします。

服部医療保険課長。

○医療保険課長（服部和志君） それでは、議案第17号 平成30年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ278万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5億2,464万1,000円とするものです。

3ページをお開き願います。

まず歳入の補正になります。

1款後期高齢者医療保険料、2目普通徴収保険料21万7,000円の補正増については、滞納繰越分の収納率向上による保険料増額分です。

3款繰入金、1目事務費繰入金289万3,000円の補正減は、歳出の総務費の減額に伴うものです。

5款諸収入、1目後期高齢者健康診査受託事業収入11万円の補正減は、実績見込みによるものでございます。

続きまして、4ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、1目一般管理費300万3,000円の補正減は、職員給与費の減額と、一般管理事務費が財源内訳補正でございます。

2款1目後期高齢者医療広域連合納付金21万7,000円の補正増については、歳入の普通徴収保険料滞納繰越分の増額に伴うものです。

説明につきましては以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

○委員長（関口輝門君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

次に討論に入りますけれども、討論はいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） ないようですので、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

議案第17号 平成30年度小美玉市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について採決をいたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成30年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

執行部の説明を求めます。

伊藤課長。

○介護福祉課長（伊藤博文君） それでは、議案第22号 平成30年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明いたします。

1 枚目をお開きください。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,821万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億5,097万8,000円とする。介護サービス事業勘定においては、財源の入れ替え及び歳出の補正をお願いするものでございます。2項は省略させていただきます。

平成31年2月28日提出、小美玉市長でございます。

4ページをお開きください。

2、歳出についてご説明いたします。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料につきまして2,626万1,000円の補正増をお願いするものです。

1 節現年度分特別徴収保険料2,246万1,000円の補正増につきましては、対象者の増によ

るものでございます。

2節現年度分普通徴収保険料280万円の補正増をお願いするものです。

3節滞納繰越につきましても、100万円の補正増をお願いするものです。滞納整理等を行ったため増となりました。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金につきまして29万6,000円の補正増をお願いするものです。

1節現年度分29万6,000円、事業給付費の増によるものでございます。

次に2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額73万4,000円の補正増をお願いするものです。説明欄、調整交付金87万2,000円につきましては、介護給付費の増の見込みによるものです。総合事業調整交付金13万8,000円の補正減をお願いするものですが、事業対象見込み額の減によりお願いするものです。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合事業）、1節現年度分につきまして55万6,000円の補正減をお願いするものでございます。

交付対象事業見込み額の減によるものです。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活総合事業以外）、1節現年度分につきまして141万9,000円の補正減でございますが、交付対象事業経費の見込み減によりお願いするものです。

4目保険者機能強化推進交付金623万8,000円の補正増をお願いするものです。新規の交付金で、自立支・援重度化防止等に関する取り組みを支援するため、交付となっております。介護予防・日常生活支援総合事業に充当いたします。

6目介護保険災害臨時特例補助金36万4,000円の補正増をお願いするものです。

1節介護保険災害臨時特例補助金36万4,000円でございますが、東日本大震災による福島県からの小美玉市在住者に対しての特例補助金でございます。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額471万円の増につきまして、介護給付費見込みの増によりお願いするものです。

2目地域支援事業支援交付金、1節現年度分、総合事業の対象見込み額の減により75万円の補正減をお願いするものです。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正額537万3,000円の増につきまして、こちらも給付費の見込みにより増をお願いするものです。

5ページをお願いします。

2 項県補助金、1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額34万7,000円の補正減でございますが、事業対象見込みの減により34万7,000円の補正減をお願いするものです。

2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、補正額70万9,000円の補正減につきましても、対象事業経費の見込みの減によりお願いするものです。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、補正額218万円の補正増につきましては、介護給付費の増によりお願いするものです。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額34万7,000円の補正減をお願いするものですが、1 節現年度分について、対象経費見込み額の減によりお願いするものです。

3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）、補正額70万9,000円の補正減をお願いするものです。対象経費見込み額の減によるものでございます。

4 目低所得者保険料軽減繰入金、1 節現年度分につきまして、3万5,000円の減額をお願いするものです。対象者の減によるものでございます。

5 目その他一般会計繰入金、補正額321万3,000円の補正減でございますが、給与改定及び事務費等の減などによりお願いするものでございます。

9 款諸収入、1 項延滞金・加算金及び過料、1 目第1号被保険者延滞金、補正額14万円の補正増につきまして、延滞金の収入があったため補正増をお願いするものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

6 ページをごらんください。

3、歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費につきまして119万9,000円の補正減をお願いするものです。

事業2、一般管理費でございますが、201万円の補正減をお願いするものです。内訳でございますが、1、報酬、介護保険等運営協議会委員報酬につきまして18万円の減額をお願いするものです。今後、会議等がないためお願いするものです。4、共済費、社会保険料37万3,000円の補正減でございますが、昨年9月末で介護認定調査員が1人退職したため、7、賃金、臨時職員賃金145万7,000円の補正減もお願いするものです。

続きまして、2 項徴収費、1 目賦課徴収費、補正額38万円の補正減をお願いするものです。

12 節役務費38万円の補正減でございますが、郵便料等でございます。

7 ページをお開きください。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、補正額45万円の補正減をお願いするものです。事業1、介護認定審査会委員報酬の補正減でございまして、欠席等があったためお願いするものです。

2目認定調査等費につきまして170万1,000円の補正減をお願いするものです。

事業1、認定調査等費170万1,000円の内訳でございしますが、3、手数料150万円につきましては、主治医意見書作成手数料でございまして、13、委託料、認定調査委託料につきましては20万円の補正減、14節駐車料金1,000円の補正減もお願いするものでございます。

2款保険給付費、1項介護保険サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、補正額1,013万4,000円の補正減をお願いするものです。

事業1、介護サービス経費1,013万4,000円の補正増につきましては、給付費の見込みによるもので、各増減でございしますが、施設介護サービス給付費負担金が増となっております。こちらは本年度4月以降、70床増床によるものでございます。

8ページをお願いします。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等諸費、補正額86万1,000円の補正減をお願いするものです。

事業1、介護予防サービス経費86万1,000円の補正減でございしますが、要支援1、2の方の利用している介護サービスの給付見込みによるものでございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、補正額12万6,000円の補正減でございしますが、役務費で国保連合会をお願いしている審査件数が減となったため、手数料の減額をお願いするものです。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス等費、補正額308万5,000円の補正増をお願いするものです。

事業1、高額介護サービス経費の増でございしますが、19、負担金補助及び交付金、1、負担金、一月に本人負担金が高額になったときに支払われるもので、高額介護サービス費384万3,000円の補正増を該当者増によりお願いするものです。高額介護予防サービス経費につきましては、該当者が少なかったため3万8,000円の補正減をお願いするものです。

9ページをお願いします。

5項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス等費、補正額659万6,000円の補正増をお願いするものです。

19節特定入所者介護サービス費負担金675万7,000円は、該当者等の増のためお願いする

ものがございます。

特定入所者介護予防サービス費負担金16万1,000円の補正減は、該当者減のためお願いするものです。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額737万円の補正減をお願いするものです。

事業1、市町村特別給付費737万円の補正減につきましては、申請者が少なかったためお願いするものです。

7項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、補正額210万3,000円の補正減をお願いするものです。高額医療合算介護サービス等費の減額につきましては、対象者及び退職金額が少なかったため、お願いするものです。

10ページをお願いします。

3款地域支援事業費、1項介護予防、補正額241万1,000円の補正減をお願いするものです。

事業1、介護予防生活支援サービス事業費241万1,000円の補正減は、本年度からの事業でございまして、通所サービスということで行いましたが、実績見込みにより減額をお願いするものです。

2目介護予防ケアマネジメント事業費36万8,000円の補正減をお願いするものです。事業対象者の見込み減によりお願いするものでございます。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業、任意事業、1目包括的支援事業327万6,000円の補正減をお願いするものです。

11ページをお願いします。

事業2、包括的支援事業運営費30万5,000円の補正減をお願いするものでございます。内訳でございますが、介護保険等運営協議会委員報酬6万5,000円の補正減、地域包括ケア会議委員報酬9万円の補正減につきましては、今後の開催がないため減額するものです。

地域支援事業関係講師謝金につきまして15万円の補正減をお願いするものでございます。

2目任意事業41万2,000円の補正減をお願いするものです。

20節扶助費、事業1、任意事業、家族介護用品支給事業費で、要介護1から3の非課税世帯の方でおむつ等の使用に支給するもので、こちらも給付見込みにより減額するものでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金でございまして、補正



額3,796万円の補正増をお願いするものです。

5款諸支出金、3項介護保険災害臨時特例支出金、1目介護保険災害臨時特例支出金につきまして、補正額37万3,000円の補正増をお願いするものです。

事業1、介護保険災害臨時特例補助事業37万3,000円につきましては、東日本大震災の利用減免負担金、対象者1名でございます。

続きまして、15ページの介護サービス勘定の補正についてご説明いたします。

18ページをお開きください。

2、歳入について説明いたします。

1款サービス収入、1項介護予防給付費収入、1目介護予防サービス計画費収入、補正額44万7,000円の減額をお願いするものです。

1節介護予防サービス計画費収入でございますが、ケアプラン作成料について減額見込みとなったため補正減をするものでございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金44万7,000円の補正増をお願いするものです。

1節一般会計繰入金44万7,000円で、一般会計よりの繰り入れとなるものでございます。

次に、3、歳出でございますが、1款サービス事業費、1項介護予防支援事業費、1目介護予防支援事業費、事業1、介護予防支援事業費、4、共済費1万9,000円の減をお願いするものです。11、需用費13万4,000円の減額をお願いするものです。この2つにつきまして、13、委託料15万3,000円の増額ということで、こちらのほうに充当するというので、お願いするものです。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○委員長（関口輝門君） 説明は終わりました。

質疑がございましたらお願いします。

荒川委員。

○19番（荒川一秀君） きょうはご苦労さまです。3月補正は減額補正ですから、ある意味いいんですけども、伊藤課長、ちょっと基金積み立ての介護給付費準備基金の積立金の一番だんだんこれから大変になる、これからしてくるんだけれども、どれぐらいが一番金額的に妥当なのか。限りなく積み立てるのか、その辺の考え方というのはありますか。実効的な感覚からとか、いろいろ今までの実績とかからの。

○委員長（関口輝門君） 伊藤課長。

○介護福祉課長（伊藤博文君） ただいまの荒川委員さんからのご質問にお答えします。

今回、第7期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画ということで、今年度、来年度、再来年ということで、3年間を基準に介護保険料等を決めさせていただきました。今回ご指摘がありましたように基金の積み立てがどの程度が妥当かということでございますが、31年度以降に、第8期の介護サービス計画を立てるに当たって、いろいろ準備が始まります。この基金がどのぐらいが一番妥当かということも、今後のサービスの事業量等を推計しまして検討してまいります。今回は前回の第6期と同じ保険料ということで、第7期は保険料を上げないで同額で推移してきたわけでございます。また新たな介護予防事業、そちらに力を入れるということで、介護給付費がふえないように進めています。現在、基金積立金残高は確かに多くはなっておりますが、保険料等も含め妥当な金額ではないかと考えているところでございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（関口輝門君） よろしいですか。

ほかに質疑者ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） ほかに質疑者ございませんようですので、質疑を終結いたします。

討論に入りますけれども、討論はいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 討論はないということで、終結いたします。

これより、採決に入ります。

議案第22号 平成30年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決をいたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議会案件等となりますので、その他の項で、今、執行部がいるうちにご意見がございます方は、ありましたらどうぞお願いします。

議長。

○議長（市村文男君） 意見というよりは、お願いというか要望ということなんですが、最近

といいますか昨年あたりから、父兄からいろいろなお話聞いておりまして、それは放課後の児童対策、預かる時間を延長してほしいという要望がかなり多いというので、それらについても検討していただければありがたいと思います。

それともう一つは、今度幼児教育が無償化になりますね。そういう中で、竹原幼稚園が今、休園状態ということもありまして、それもやはり父兄からの要望もかなりありまして、3年保育を実施してほしいという声がかかなり前からありました。玉里では行っているようですが、そういったことも無償化とあわせて、1つの幼稚園が休園しているということと、あわせて3年保育とか、そういった諸々あわせて幼児教育のあり方等について、検討していただければありがたいなと思っております。

私のほうからは以上です。

○委員長（関口輝門君） 菅谷学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷清美君） 放課後児童クラブの預かる時間でございますが、平成31年度、4月から6時30分まで延長できるようにということで進めております。よろしく願いいたします。

○委員長（関口輝門君） 議長。

○議長（市村文男君） ありがとうございます。実は昨年も教育長といろいろそういったお話しはさせていただいておりました。ありがとうございます。

○委員長（関口輝門君） ほかのことについては、検討要望ということでよろしいですか。

その他でご意見ある方。

石井委員。

○5番（石井 旭君） 2点あるんですが、1点目なんですが、小川南小学校が4月から開校されるということで、橘と小川小学校の跡地の利活用ということで、審議委員会とかいつから始まるのか。そうなると、また玉里地区、小川北学区でも統廃合されていきますので、早目にそういう委員会を立ち上げてもらって、よりよい利活用ができればと思うんですが、予定等がもし聞けるのであれば、お願いしたいんですけども。

○委員長（関口輝門君） 藤田施設整備課長。

○施設整備課長（藤田誠一君） ただいま石井委員からのご質問で、学校廃校後の跡地利用のご質問でございますが、こちらにつきましては、担当部署が総務部のほうで、ただいま検討を進めております。庁内でも行財政改革推進対策本部のなかにプロジェクトチームを立ち上

げて、今現在検討している最中となってございますので、そちらのほうの検討で今進めているということでご理解いただければと思います。

○委員長（関口輝門君） よろしいですか。

石井委員。

○5番（石井 旭君） はい、わかりました。よろしく申し上げます。

もう一点なんです、小川の図書館なんです、夏休みとかのときに子供たちが利用しているかと思うんですが、中で食事ができないみたいで、父兄のほうからちょっとお話があったんですが、特に夏休み暑い中、外で食べているというような状況なので、どういう理由であの中で食べられないのか。またそういう暑いとき、子供たち外で食べているとやはり厳しいと思いますので、例えば隣にある中央公民館なんかを開放するというか、使えるような方法はないのかと思うんですが、笠間市の図書館は新しいんですけども、あそこは中で食べる場所があって、スペースがあるんですが、そういったことを今後検討できないのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（関口輝門君） 大山生涯学習課長。

○生涯学習課長（大山浩明君） 今の石井委員さんのご質問にお答えしたいと思います。

小川図書館の施設内にそういった飲食できるスペースが今のところないものですから、図書館と小川公民館の間の通路の部分のところで、飲食されているというお話を聞いております。

小川公民館の第1会議室を、今、夏休み中開放しておりますので、そちらのほうで昼食時間は食事がとれるような配慮を今後、検討していきたいというふうに考えます。よろしくお願いたします。

○委員長（関口輝門君） 石井委員。

○5番（石井 旭君） ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長（関口輝門君） ほかにご意見ございます方ありますか。

谷仲委員。

○7番（谷仲和雄君） ちょっとこれ委員長に確認なんです、請願の審査というのはいつありますか。今、その他が先に入っているんですが。請願の審査。

○委員長（関口輝門君） 執行部がいるうち、執行部は散会しますので、この後、午後から陳情の残った継続分と、請願が出されておりますので、その審査をいたします。

○7番（谷仲和雄君） そうすると、これ、請願の審査に当たって、例えば執行部のほうに国の動向とか、そういうのを確認するといった場合、執行部がいませんよね。そうすると、これは委員だけでやるという捉え方でいいんですか。そうすると、ちょっとこれ審査のところ、これ、私はまだ2期目途中ですが、今までこういうケースというのはなかったと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（関口輝門君） 執行部がない中での審査はなかったということの発言ですか。  
谷仲委員。

○7番（谷仲和雄君） 違います。請願の審査に当たって、例えば執行部に確認することとか、そういうのは必要だと思うんですよ。そうすると、そういう機会はないという意味での、そういうのはなかったという。だから、それは委員長の采配で委員会というのは進むから、それはそれでいいんですが、一応その確認をただけです。

○委員長（関口輝門君） わかりました。予定どおり、ここでその他で意見がなければ、執行部は散会といたします。それで午後の部に請願等を、あとは継続審議になっております陳情等について審議していただきます。

それでは、その他でご意見がないようですので、ここで執行部は散会していただきます。  
お疲れさまでございました。

午後は1時半から再開したいと思いますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。

午後12時30分 休憩

午後 1時30分 再開

○委員長（関口輝門君） それでは時間になりましたので、休憩前に引き続き再開をいたしたいと思います。

それでは、平成30年陳情第2号 議会として、「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書について議題といたします。

このことについては、昨年12月定例会において、委員の皆さんからいろいろご意見を出していただきました。ただ、このことについては、慎重に審議するというご意見もございまして、勉強する時間を皆さんに持たせていただきまして、今回の継続審査に引き続いて、議題としたわけでございます。

まず最初に皆さんから、その過程を踏まえてご意見をいただきたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

ご意見ございます方は、挙手をもってお願いをいたします。

経過等についていろいろ勉強をしてみたいと思いますけれども、今の現状を見ますと、医師不足というものは否めない事実だと思います。いろいろ病院等においても、なめがた協同病院なんかも縮小するというような、そういう中で、土浦協同病院と提携をするというような、そういうお話もございます。ですから、緊急事業だとか、夜間事業はしないというような、そういうことを聞いておりますし、神栖のほうでもいろいろございます。

茨城県全体的に医師不足というものは否めないんだということを踏まえて、皆さんからご意見をいただきたいんですが、12月の定例会で意見は出尽くしたのかなと思いますし、考えはいろいろございますと思います。

それでは、ご意見を求めないで、直ちに討論といたしたいと思いますが、討論はございますか。

〔「賛成討論とか反対討論の話なの」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君）　そうですね。審査で意見を求めたんですが、皆さんのほうからないようでございますから。

○2番（鈴木俊一君）　私は賛成の立場で討論させていただきます。

まず、昨年、自民党美野里支部の総会に大井川知事がいらしてくださいまして、それで医師不足のお話をしてくださいました。その中で、これからの時代にワーク・ライフ・バランスということで、医者への過労、長時間労働とかがあって大変だということで、医師不足というかもあるけれども、それを考えたときに、医者の数はこれから人口が減っていったとしても、医師の数が足りなくなるということは、医師が余るということはないだろうと。

もう一つの理由で、大井川知事が言っていたのが、これから医者は専門科になっていくと。例えば内科でも、昔は内科といっても全部内科だけで見ていたのが、今は消化器内科とか、何とか内科、何とか内科というふうに専門性を増していくということで、医者は医者で専門の科がふえていくので、医者の養成定員というのが、人口が減ったとして需要が減ったとしても、専門性が増していくので、医者の数を減らすような方向性にはしないでほしいということで、昨年だったと思いますけれども、大井川知事が茨城県医師不足緊急対策行動宣言というのを出しています。

これに私は、大井川知事の意見を聞いて、私も賛同したいと思い、またこれは医師減らし

の方針を反対するというのではなくて、見直しを国に求める意見書ということですので、見直しを求めるのはあってもいいのかなど。そして、これに反対する理由を探してみたんですけども、反対する理由というのが、ちょっと何回も読んだんですけども、見当たらなかったもので、採択すべきものと思いますので、賛成の立場で皆さんのご理解とご意見を求めて、いい方向に持っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（関口輝門君） ほかに討論の方ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（関口輝門君） ないようですね。

今、賛成討論がございました。

そういう中で採決をいたしたいと思えます。

陳情第2号 議会として、「医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書」を国に提出することを求める陳情書について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり採択するものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 異議なしの声全員ということでございます。

そういうことで、ご異議なしと認めます。本案は原案のとおり採択すべきものと決しました。

続いて、今回、請願第1号として付託されました陳情第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願について議題といたします。

皆さんからご意見をいただき……。

○11番（藤井敏生君） この今提案されましたけれども、この請願書については、まず委員みずから全部の知識を知らない方が非常に多いということ、私も含めて、知っている方もいるかもしれませんが、この辺のところを、現在の制度を執行者の担当者に、まず制度をどのようなになっているかというようなことを聞いてから判断したいと思えますので、執行部の説明のため出席を求めたいと思えます。

○委員長（関口輝門君） それでは、今、請願第1号の今申し上げました議題につきまして、ご意見を求める前に、それでは執行部、ご説明をいただくということで。

そういうことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 一旦休憩いたします。

午後 1時37分 休憩

午後 1時43分 再開

○委員長（関口輝門君） それでは再開いたしたいと思います。

○11番（藤井敏生君） それでは執行部から、倉田部長がおいでになっておりますので、改めて、今回のこの請願に対する現在の状況を、我々判断材料としてお伺いをしたいと思います。どのような状況になっているか、ひとつ説明をしていただきたいと思います。

○委員長（関口輝門君） 今、藤井委員のほうからありましたように、まず意見を皆さんからいただく前に、詳細なるこのことについて説明をいただいて、それから意見をいただいて判断したいというふうに思いますので、倉田部長、よろしくをお願いします。

○保健衛生部長（倉田増夫君） それでは、医療費の窓口負担というところでお話をさせていただきたいと思いますが、皆様のお手元に医療費の一部負担割合についてということでの資料をお配りさせていただきました。

下のほうの表をご覧くださいますと、義務教育就学前の6歳までの方は2割負担ということと、70歳までの方は3割負担ということをご承知のことかと思えます。また、70歳以上でも、現役並みの所得の方については3割負担というのは変わっておりません。

一番問題になっているのは、70歳から上の一般の方々の医療費の窓口負担ということでございますが、この70歳のところから、本来は1割負担ですけれども、平成26年4月以降70歳になる者からということで2割負担になっております。生年月日でいいますと、昭和19年4月1日以降に生まれた方が、約5年前から、1割負担から2割負担になって今継続されていて、今年75歳になられるんです。もう間もなく4月ですので、今、1割負担の方というのは、もうほとんどいなくなっている状況で、75歳になると今度、初めて1割負担になるという状況になっています。

恐らく国の考えとしては、団塊の世代がこの後に控えておりまして、3年後に団塊の世代と言われる昭和22年から24年生まれの方々が、約3年間で800万人近く生まれているということですので、その方が3年後に後期高齢に突入していくという中で、その前に2割負担にしたいというところでしょうけれども、今のところまだ国民の理解が得られていないという



ところで、検討をされているという状況でございます。

ですから、70歳から75歳までの方々については、もうほとんどが2割負担という状況でございます。

こういったところでよろしいでしょうか。

○11番（藤井敏生君） ありがとうございます。

○委員長（関口輝門君） ということで、請願は、自己負担割合を2割に引き上げる政府案というものがああります。どうなるかわかりませんが、それに反対する請願ということでございます。

今、倉田部長からありました説明に基づいて、このことについて、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

どうぞご意見のある方は。

谷仲委員。

○7番（谷仲和雄君） ちょっと討議の材料として倉田部長のほうにお尋ねしたいところがあるところですので、この請願の審査において、全国の後期高齢者医療広域連合、その下部組織として47都道府県がメンバーとなっている茨城県の後期高齢者医療連合、これは小美玉市からも議員を出しているところがございます、そちらのほうが一番公的な組織かなと思います。

そういった中、広域連合の動向というのはどうなっているか、もしご説明いただければ。

○委員長（関口輝門君） 倉田部長、お願いします。

○保健衛生部長（倉田増夫君） 茨城県の後期高齢者広域連合におきましては、請願という形でやはり出されておまして、結果的には不採択となっております。

その内容でございますが、この広域連合のほうでは、先ほど谷仲委員からありましたように全国的な組織ということで、国に対する要望につきましては個別に行うよりも、この全国協議会で取りまとめて要望すべきものということで、不採択になっているという状況でございます。

さらに、連合のほうでは、昨年11月の15日に後期高齢者医療制度に関する要望書を厚生労働大臣宛てに提出されているということです。その前6月6日にも同じように要望書を提出されて、2回要望書を提出されているということで以上でございます。

○7番（谷仲和雄君） ありがとうございます。

○委員長（関口輝門君） よろしいですね。

ほかにご意見いただきたいと思いますが。

お願いします、議長。

○議長（市村文男君） 先ほどお話にあった広域連合の議会の議員を務めております。

まさしく倉田部長が言ったとおりであります。この内容につきましては、この医療制度の財政運営をきちんとしていくために、ある程度の負担割合の増加があっても、これはそういう場合には国の支援、そして高齢者だけが負担することにならないようにということで、いろいろ要望しているところでもありますけれども、要望の根本はやはり現状維持ということでした。

それで、上げるに当たっては、丁寧な説明をして理解をいただきたいというのが、医療連合のほうの話です。

○19番（荒川一秀君） いいですか。そうすると、この言っていることは、議長からのそれもあるけれども、理にかなっていることなの。

○議長（市村文男君） かなってはいませんが、一部分違うところは、状況に応じて上げても仕方のないところがありますが、そのときにはきちんと説明をし、国でもちゃんとそれに対する支援をしてくれという。

医療連合のほうでは、やはり現状維持で要望していく。これは間違いないですね。そういうことです。

○委員長（関口輝門君） ということは、現状維持で要望しているということですね。

○議長（市村文男君） そうですね。

○委員長（関口輝門君） 倉田部長。

○保健衛生部長（倉田増夫君） 広域連合の11月の要望の内容について触れさせていただきたいと思いますが、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から、現状維持とすることというのがありまして、また制度の改正等を行う場合、その見直し内容及び必要性について、広域連合及び市町村へ早急に情報提供を行い、国は十分な周知期間を設け、被保険者に対し、丁寧な説明を行うとともに、周知広報に係る費用については、国が全額負担することということがつけ加えられております。

以上でございます。

○委員長（関口輝門君） そのことについて、委員さんのご意見があれば、この請願に対してですね。それと現状を踏まえて、お願いしたいと思いますが。

藤井委員。

○11番（藤井敏生君） 今、倉田部長の言う参考的に、広域連合の現在行っております活動に対する考え方をお伺いしました。

その考え方によりますと、国民に十分なる周知徹底を図りながらやっていくと、非常にちょっと、なかなか難しいかなというようなことなんですが、その中で、ここの今回の請願の趣旨に対しては、非常にこれは国民全部が広域連合を問わず、非常に高齢者に負担をかけないという意味では、趣旨に対しては非常に理解できるんです。

だから、ここの場合は、ここというのは、小美玉市においては趣旨採択というのはやっておりませんから、いずれか、採択か不採択かで決めるしかありませんけれども、趣旨に対してはわかると。請願事項を見てみると、2割の引き上げをしないでくださいとだけしか書いていない。そういう中では、後期高齢者医療連合が国に対してまとめあげる、非常にその考え方と多少のギャップが、乖離があるんじゃないかというような気がするんですが、非常に判断になかなか戸惑うところもありますけれども、いずれかの分に決着はせざるを得ないと思いますけれども、趣旨採択というようなところがあれば、趣旨は採択、この条文はちょっと少し物足りない、上げないでくださいだけのところですから、我々が請願事項を勝手に変えるわけにはいきませんから、今の後期高齢者医療連合の話が、我々が代表を出している高齢者医療連合が国の最高の現在の機関でございますので、どのように決着させるのか、国民に周知徹底を図りながらという、どう解釈していいか、ちょっと私も非常に戸惑う点がありますけれども。

もう少し討議を、皆さんの意見を聞きながらちょっと。

○委員長（関口輝門君） ほかに意見を求めます。

この趣旨に対する反対の請願は、後期高齢者としては上げないでくださいというのはそのとおりだと思うんですよ。

○議長（市村文男君） これ、現状維持とすることで要望活動はするんですよ。

あくまでも県の医療連合は、全国の医療連合、全国組織の協議会、いろいろな協議会として窓口一つにして要望活動をしている。厚生労働省に。そういうことです。

○委員長（関口輝門君） 荒川委員。

○19番（荒川一秀君） いろいろな各種団体で、全国的にはもちろん執行部の人たちもやっているんだけど、とにかく医療費の負担増というのは、これ、年寄りにとってつらいよ、正直言って。だから、やはりこれは採択すべきだなと思いますね。この趣旨的に考えれば、趣旨採択なんていうこと。小美玉は小美玉としての形をとるべきだなと私は思う。ほかはど

うのこうのと言っても、いずれやはり市民であれ、国民であれみんな同じなんだから、負担軽減の望みは普通でしょう。

○委員長（関口輝門君） 荒川委員からは、この請願に対して採択という。

ほかの委員さんご意見は。

趣旨でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） では、討論に入るわけですが、討論は、今討論されているような状況の中で、討論を終了させていただきます。

それでは、陳情第1号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり採択すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。

倉田部長ありがとうございました。

それでは、引き続きその他の項に入らせていただきます。委員会案件ということでお願いします。

1つは、この文教福祉委員会における視察研修をいかようなテーマの中で研修をするか、あるいは時期的なこと、そういうことを皆さんから意見をいただきたいというふうに思いますが。

よるところによると、6月末あたりがいいんじゃないかということでございますよね。ということは、6月の定例会が終わった後、日を見て、ことしは選挙の年ということでございますので、もうすぐになると、いろいろ事情も違ってくると思いますので、できれば6月末か7月の初めのあたりでとれるものならばとっていただきたい。

それと、ICTの研修もしたいというような要望があったように思っていますが、そのことで鈴木委員のほうで何かある。

鈴木委員。

○2番（鈴木俊一君） この小美玉市のことしの予算で、情報教育でタブレットを小学校と中

学校にこれから2年、3年かけてやっていくということなので、その先進事例で、ICTのタブレットとか使った授業をやっているようなところが、京都のほうにあるみたいなので、そちらの方向、事務局で調整していただいて、できれば最終的には授業見学までさせてもらえるなら、一番最先端の教育、タブレット、そういうのができれば、ひとつ題目かなと思っているところです。

○委員長（関口輝門君） 今の鈴木委員のほうから、京都でICT教育というもの、こんな勉強をしたいというもの、皆さんそういうことでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） 時期的なことは6月下旬か7月の最初のほうということで。

○19番（荒川一秀君） 6月の26、7、8は茨城美野里環境組合。

○委員長（関口輝門君） 日程的なことは調整しながら。

では、事務局のほうで、そういう計画の中でよろしいですか。

〔「はい」「正副委員長にお任せします」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） わかりました。

それでは、視察については、6月下旬から7月の頭あたりで、ICT教育について勉強をしたいということでございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議会報告会が8月に行われることになっています。そういう中で、皆さんから、こういうことの趣旨でこうしたらいいのかなというご意見があれば、お聞かせをいただきたいと思いますが。

〔「お任せです」と呼ぶ声あり〕

○委員長（関口輝門君） では、報告の内容については、いろいろ、ことごと検討していかねばならないと思いますので、皆さんから後々ご意見なり、報告会についてご意見なりあればいただきたいと思います。

この項は、きょうの場合は終了させていただきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

閉会ということになりますけれども、議案の付託事件については、全員一致ということで、採決されております。

それから、陳情と請願についても、原案のとおり採択ということになりましたので、よろしく願いいたしたい。

それでは、締めのお挨拶をお願いします。

---

◇

◎閉会の宣告

○副委員長（鈴木俊一君） それでは、これもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後 2時03分 閉会